



2023 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 **SMC株式会社**
代表者名 代表取締役社長 高田 芳 樹
(コード：6273 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション 加藤昭範
室 長
disclosure@smc.jp

当社取締役に対する株式報酬制度の一部改定及び継続について

当社は、指名・報酬委員会での審議を経て、本日開催の取締役会において、2020 年度に導入した当社の取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。以下、断りがない限り同様。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の一部改定及び継続に関する議案（以下、「本議案」という。）を、2023 年 6 月 29 日開催予定の第 64 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の一部改定について

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリット及び株価下落のリスクを株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を 2020 年度に導入しました。

今回、取締役の中長期的な企業価値へのコミットメントを一層強化するため、本制度の規模を 3 倍に拡大して一部改定の上、継続することを株主の皆様にお諮りします。なお、改定前の本制度の内容については、2020 年 5 月 21 日公表の「役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

<主な改定項目>

項 目	改 定 前	改 定 後
拠出する信託金の上限	対象期間（3 事業年度）ごとに 300 百万円	1 事業年度あたり 300 百万円 (対象期間である 3 事業年度については 900 百万円)
取締役に付与する当社株式の上限	1 事業年度あたり 1,000 ポイント	1 事業年度あたり 3,000 ポイント (対象期間である 3 事業年度については 9,000 ポイント)
当社株式の取得	株式市場からの取得	株式市場または当社（自己株式の処分）からの取得

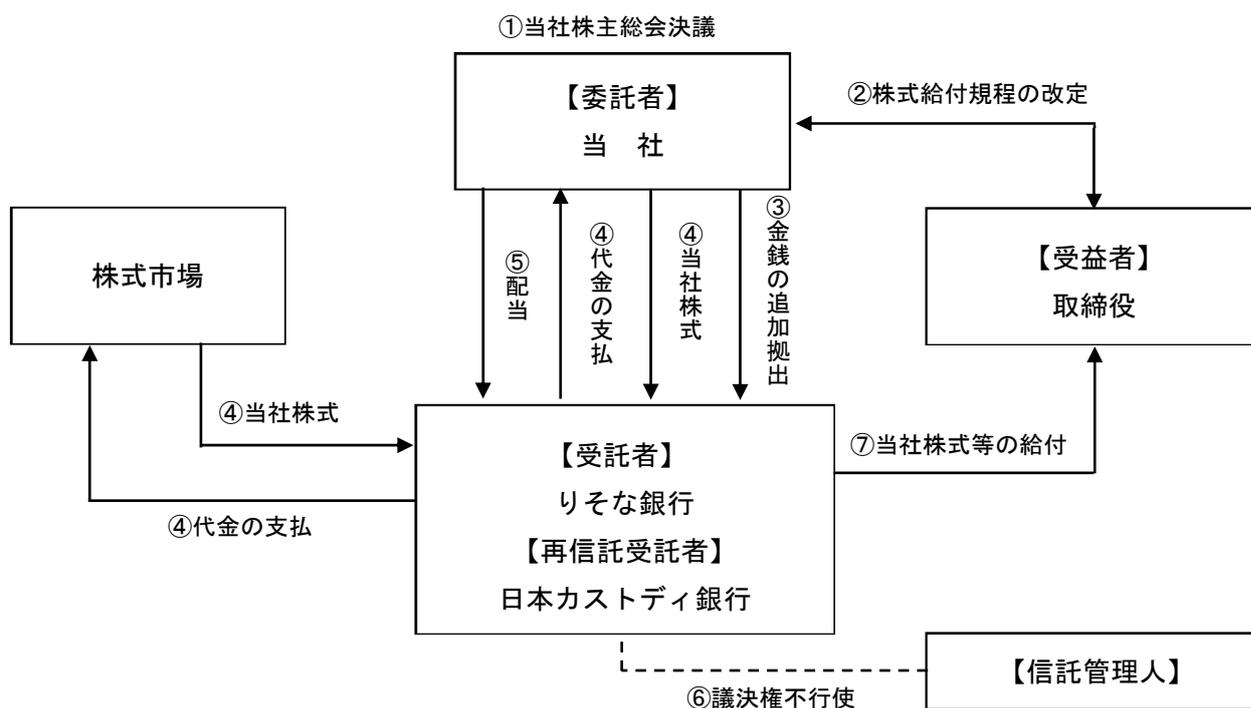
2. 改定後の本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が資金を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で定める株式給付規程に基づいて、各取締役に付与するポイントに相当する当社株式等を、本信託を通じて各取締役に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時とします（詳細は下記（8）のとおり）。

<本制度の仕組み>



- ①当社は、本総会において、本制度の改定に係る取締役報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を改定します。
- ③当社は、上記①の承認決議の範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④本信託は、上記③で信託された資金を原資として、当社株式を株式市場または当社（自己株式の処分）から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、取締役に対して、役位及び業績達成状況に応じて、事業年度ごとにポイントが付与され、退任等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）

(3) 本制度の対象期間

2024年3月末日をもって終了する事業年度から2026年3月末日をもって終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間とします。

(4) 信託期間

2020年8月11日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとする）。なお本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

当社は、各取締役に対して本制度に基づき当社株式等を給付するための当社株式の取得資金として、対象期間ごとに、1事業年度当たり300百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（対象期間である3事業年度については900百万円）を上限とする金銭を拠出します（※）。

なお当社は、対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の上限額となる範囲内で当社株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

ただし、かかる追加拠出を行おうとする対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除く。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額（残存株式については当該対象期間の開始日の前日における時価）と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

（※）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 取締役に付与する当社株式の算定方法及び上限

取締役には、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位及び業績目標の達成状況に応じて算出されたポイントが付与されます（※）。対象期間中に付与されるポイントは、1事業年度あたり合計3,000ポイントに対象期間に含まれる事業年度数を乗じたポイント数（対象期間である3事業年度については合計9,000ポイント）を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てる）。ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

（※）対象期間中の業績目標は、各事業年度における連結ベースの売上高営業利益率とし、未達成の場合、ポイントは付与されません。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)により当社が拠出した株式取得資金を原資として、上記(5)の上限額の範囲内で株式市場からの買付または当社の自己株式処分を引き受ける方法によって行います。対象期間ごとに、9,000株を上限として取得するものとします。当該取得株式数の上限は、上記(5)の信託金の上限を踏まえて設定しています。

取得方法の詳細については、本総会後に改めて決定し、開示します。

(8) 取締役に対する当社株式等の給付

取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、受益者確定手続を経て、付与されたポイントに応じた数の当社株式を当該取締役に給付します。ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役が死亡した場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に係る議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当します。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により消却することを予定しています。金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の付与ポイントに応じて、按分して給付することを予定しています。

(12) マルス／クローバック条項

本制度の対象者が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合、当該対象者は、当社株式等の給付を受ける権利を取得しないものとします。

また、本制度による当社株式等の給付が行われた後に、ポイント付与の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は当該対象者に一定の非違行為があったことが判明した場合、当該対象者は、本来給付されるべき範囲を超えて給付された当社株式等を、当社に返還する義務を負うものとします。

(13) その他の本制度の内容

その他の本制度の内容は、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において定めます。

【本信託の概要】

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 取締役のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 2020年8月11日
- (8) 信託の期間 : 2020年8月11日から本信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）
- (9) 変更契約日 : 2023年8月（予定）
- (10) 追加拠出日 : 2023年8月（予定）

以 上